

適正取引の推進と
生産性・付加価値向上に向けた
自主行動計画

一般社団法人 自転車協会

2026年6月1日制定

自主行動計画策定の目的

安全で環境に優しく、利用者にとって気軽で便利、生活に密着した乗り物として発展、定着している自転車は、多くの部品により構成されており、その製造はもちろん、流通、販売など、消費者の手元に届くまでには数多くの事業者が関わっている。

我が国の自転車業界は、これら自転車に関わる全ての事業者がコンプライアンス精神に則って作り上げる、双方が適正な関係性で取引を行い、適正な利益を得る、公正な市場環境から醸成される相互理解と信頼をベースに、付加価値向上や競争力強化を図り発展してきた。

このような状況認識の下、一般社団法人 自転車協会（以下、自協会）は更なる業界発展に向けた一層盤石な環境を整えることを目的に、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」（以下、自主行動計画）を策定し、適正取引に係る関係法令及び政府方針等の遵守への具体的な態度を示すこととした。

自協会および会員各社は、この自主行動計画の確実な実行により、公正な市場環境を維持することを通して自転車業界の更なる発展の実現に寄与する。

I. 取引適正化及び生産性・付加価値向上に関する全体的な取組み

取引適正化を進めていく観点から、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下、取適法）の対象となる取引について、委託事業者又は中小受託事業者である会員企業各社は、取適法の運用基準（以下、運用基準）及び受託中小企業振興法の振興基準（以下、振興基準）、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等で求められている取組みを着実に実施していく。

また、サプライチェーン全体で生産性・付加価値の向上を図る観点から、中小受託事業者である会員企業各社は、働き方の見直しや魅力ある職場作りに努めるとともに技術の向上、生産性の向上及び製品・役務等の品質の改善に努め、また、委託事業者である会員企業各社は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮等行うよう努める。

Ⅱ. 重点課題に対する取組み

1. 合理的な価格決定

委託事業者である会員企業各社は、取引価格決定に当たり、独占禁止法の優越的地位の濫用の禁止、運用基準及び振興基準、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会公表）を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件や原材料費、エネルギー費、労務費、物流費の変動等を取引価格に反映する必要性について、中小受託事業者に対し自ら聞き取りを行うなど能動的に働きかけ、明示的に十分な協議を行うものとする。

また、委託事業者である会員企業各社は、中小受託事業者に対して、振興基準に掲げられている「取引対価の協議に関する望ましくない事例」「原価低減要請に関する望ましくない事例」「取引対価への反映に関する望ましくない事例」を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く、対価の決定や原価低減要請を行わないものとする。

さらに、委託事業者である会員企業各社は、中小受託事業者との協議について、運用基準に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」の行為や、「一律一定率の単価引下げによる買ったたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買ったたき」、「代金を据え置くことによる買ったたき」等の取適法で禁止する買ったたきを行わないことを徹底する。

2. 製造委託等代金支払いの適正化

委託事業者である会員企業各社は、中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとし、また、取適法の対象となる取引について、物品等を受領した日から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。

また、運用基準及び振興基準を踏まえ、できる限り現金払とするなど、代金支払方法の改善に努める。

3. 型取引の適正化

委託事業者又は中小受託事業者である会員企業各社は、「型取引の適正化について」（令和2年1月17日 20200110 中第2号）を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」（令和元年12月 型取引の適正化推進協議会）に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。）に係る取引を行うものとする。

また、委託事業者である会員企業各社は、取適法の対象となる取引について、運用基準に違反行為事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

4. 知的財産の取扱い

委託事業者又は中小受託事業者である会員企業各社は、知的財産権及び技術上または営業上の秘密等の保護及び取引適正化のために、振興基準を踏まえ、知的財産の取扱いに係る取引条件の明確化等に取り組んでいく。

5. 働き方改革への対応

委託事業者である会員企業各社は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう十分配慮するなど、中小受託事業者の働き方を阻害し不利益となるような取引や要請は行わないように努める。

Ⅲ. (一社)自転車協会の取組み

自協会は、適正取引等に係る会員の理解促進のため、自主行動計画に掲げた事項が実行され浸透するよう広報に努め、委託事業者又は中小受託事業者である会員企業各社に対して必要に応じて実施状況のフォローアップを行う。

自協会は、適正取引にかかる関係法令及び政府方針の変更や事業環境の変化に合わせて、この自主行動計画を見直す。